

## 平成30年度第1回豊田市公設地方卸売市場運営審議会会議録

- 日 時 平成31年3月7日（木）午後1時30分～2時40分
- 場 所 豊田市公設地方卸売市場 中会議室
- 出席者
- （委 員）濱本 幸宏（愛知学泉大学 現代マネジメント学部教授）  
草次 明（豊一豊田青果株式会社 代表取締役社長）  
澤田 恵美子（元 豊田市消費者グループ連絡会 会長）  
熊谷 実（あいち豊田農業協同組合 園芸販売課長）  
池田 誉生（愛知県中央青果株式会社 代表取締役社長）  
中村 重敏（豊田魚市場株式会社 代表取締役専務）  
岩田 正文（豊田青果水産商業協同組合 代表理事）  
中根 司朗（仲卸協同組合 理事長）  
永田 和志（JAあいち豊田桃部会 部会長）  
鈴木 実（JAあいち豊田松平しいたけ部会 副部会長）  
（事務局）柴田 康宏（卸売市場場長）  
勝野 一城（卸売市場担当長）  
小椋 洋治（卸売市場主査）

■欠席者 田端 稔（豊田商工会議所 副会頭）

■傍聴人 なし

- 次 第
- 1 開会  
委嘱状の交付
  - 2 市場長あいさつ  
委員自己紹介
  - 3 議題  
(1) 市場法改正に伴う市場内の取引ルールについて  
(2) 豊田市公設地方卸売市場の取扱状況について  
(3) 市場活性化の推進について  
(4) その他
  - 4 連絡事項
  - 5 閉会

■会長選任（会長：濱本幸宏教授を互選）

■議事（要約）（議長：濱本幸宏会長）

議 長：議題（1）を事務局から説明を願う。

事務局：議題（1）について概要説明

（要旨）

- ・改正市場法の概要説明
- ・市場内取引ルールの検討状況等を説明
- ・業務規程、条例改定スケジュールを説明
- ・豊田市公設地方卸売市場は、豊田市から愛知県へ認定申請を行い、引き続き豊

田市公設地方卸売市場を名乗る。

- ・市場法の改正に伴い、市場ごとに業務規程に明記するルールを定めるため、場内の卸売業者、仲卸業者、関係事業者全体（付属営業人、売買参加者を含む。）とそれぞれ協議を行い、意見を募った。その結果、以下の①～④について、条件を付すものの認めることとし、⑤については、地方卸売市場であっても業務規程に明記することで一致した。

①商物分離

②(卸売業者の)第三者販売

③(仲卸業者の)直荷引き

④(卸売業者の)自己買受け

⑤地方卸売市場における受託拒否の禁止

- ・業務規程に定めるべき取引の共通ルール以外のその他のルール5項目については、既に行われており、場内事業者との協議結果のとおりとしたい。

議長：改正卸売市場法の概要説明、取引ルール、業務規程及び条例改定スケジュールについて説明があったが、意見、質問等があれば発言願う。

委員：事務局説明の補足になるが、卸売業者としては、条例に記載のとおり、今まで受託拒否を行ったことはない。これからも受託拒否禁止の項目を盛り込んでもらってかまわない。

委員：地方卸売市場は県知事許可から認定に変わる。「愛知県公認 豊田市公設地方卸売市場」と業務車両等に記載しているが、このまま使えるか。

事務局：正式には公認の行為自体がないので、日本語上の表現と考える。今後は許可から認定になるが、基本的には問題ないと考える。

卸売市場は県の認定だが、卸売業者は開設者の承認になる予定である。

委員：卸売業者は、県と全く関係なくなるのか。

事務局：卸売市場の県への認定申請には、卸売業者について詳細な内容等の記載があり、全く関係ないわけではない。

委員：卸売業者はいいが、仲卸業者には開廃業がある。新しい仲卸業者ができたり廃業したりした場合は、その都度、県への届け出が必要になるのか。

事務局：仲卸業者は、年1回県への報告があり、その時点での報告になると想定される。

委員：卸売業者は、県に届け出るが、場内事業者に関しては、変更があってもすぐには届け出の必要はないということか。

事務局：そのとおりである。県の卸売業者への検査がなくなり、開設者の検査になる。開設者としての市の責任は重くなる。

委員：荷受け、いわゆる卸売業者から、仲卸業者へ公平、公正に商品が流れていたが、今後これが保たれるのか心配している。市場の仕組みが崩れる気がしている。

委員：卸売市場法が変わったからと言って、取引方法がすぐ変わるわけではない。長い歴史の中で取引ルールが出来上がっている。卸売業者は卸売業者、仲卸業者は仲卸業者、売買参加者は売買参加者それぞれの販売先がある。何でも決めれば全部できるようになったからと言って、卸売業者も全て出来るわけではなく、

全てに対応できる能力もない。卸売業者、仲卸業者や売買参加者は、組織としてそれぞれの役割が出来上がっており、全国的に見てもここ豊田市公設地方卸売市場は、厳しい時もあったがこのやり方で、安定的にやってきている。

議長：これについてはどうか。

委員：商品が入らなくなったり、何か大きく変わったりしないかと不安だったが、安心した。

事務局：公正、公平について話が出たので補足する。法改正に伴う業務規程（条例）改正の中で、公正で効率的な売買取引の原則を明示する。以前、商業協同組合から、市場内取引は全く同じ値段でなければ不公平であるという意見をいただいたことがあるが、それは不公平な取引ではない。数量の多少であつたり残品処理的な場合であつたりしたときに値段が異なることは、経済の大原則である。この点は誤解のないようにお願いしたい。

委員：卸売市場であれば、誰もがいつでも同じでなければならぬと思う。

事務局：それは違う。何もかもが同じ値段というのは、むしろ不公平となるケースを生む。こういう意見が出るといけないと思い、あえて話題にした。

議長：資本主義経済の市場原理で言えば、価格が一定、固定されることは平等とはいふ難い。ただ、無理に権力によって価格を固定すれば、市場を混乱させることにもなる。

委員：先ほどの話の続きになるが、卸売業者には県の監査が年1回あり、開設者が同席していた。法改正以降は、卸売業者の財務内容等の検査は、県が行わず開設者が行うということによいか。

事務局：開設者、つまり市が行うことになる。

議長：他にご意見はないか。

委員：先ほどの委員の質問に対する補足だが、公平というのは他人の取引単価を覗きに管理事務所に行ったり、卸売業者にいくらで売ったか聞いたりするから問題と思うだけで、500 ケース買って残りをいくらで売ろうが、いくらで買おうが他は他。商道徳の中で希望の品物を納得する金額で買うだけのこと。人がいくらで買おうが気にしていない。人の財布を覗くのが問題で、自分が希望する金額で希望する量の取引ができれば良いことだ。これが商道徳だと思う。

出荷者、農協の方がお見えになるので聞くと、卸売業者に卸せば、200 円に7%の手数料が取られ、仲卸業者に直接出せば200 円のものも200 円になるが、そのつもりがあるか。また、あいち豊田農協として経済連に出すのか、直売所に出すのか卸売会社の荷受けに出すのか、出荷団体として模索中だと思うが、方針があれば教えてほしい。

委員：農業改革ということで農業所得向上を掲げており、少しでも所得を多くするため、直販所で販売も行っている。しかし、直販所は手間がかかるという二面性があり、条件の合ういいところを模索中である。商いなので色々な改革をしていかなければならないが、まだ答えは出ない。

委員：二面性があるということだが、しいたけ部会や桃部会は、直販が多いのか。ど

うお考えか。

委員：市場手数料があるのは、仕方ないと思う。ただ昔の市場は良かった。どこかの偉い人が規制緩和だ何だと言ったために、市場を相手に出来なくなってしまった。市場に力がなくなり、自分たちの力で売っていかなければならなくなった。今、しいたけを全量、市場に持っていけばめっちゃくちゃになってしまう。昔はもっとたくさん取り扱っていた。

委員：ここ10年くらいは、出荷してもらえていない。

委員：我々は、組織をもっと大きくして高く売りたい。ある青果仲卸業者は、会社が大きいのでたくさん買ってやるから安く売れと、生産者の意思とはまるっきり正反対である。言うことに従っていたら同業者に負けてしまう。だからはっきり言うと逃げるしかない。生きていくためには仕方がない。

委員：猿投地区は、県を代表する桃の産地だが、豊田市場に荷物が集まらないため、不足していると名古屋から逆送して買っている。ここ2年くらいは、残っていると好きな金額をつけておいてくれと言われる状況で、名古屋からの転送品のほうが安く仕切られている。

委員：引合いの強いところにはどうしても集中してしまう。配荷については、農協の方で卸売市場に分けられるようにしてもらっているが、小玉や大きくても高く溢れてしまうものは、市場手数料を払ってでも卸売業者に上から下まできちっとした流れでやってもらう方が、安心な面がある。中心の数の多いところをいくら高く買ってもらっても、上と下に値段がつかなければ、最終的に手取りが少なくなる可能性もある。

委員：現状、豊田市公設地方卸売市場の評価はどうか。

委員：よく売ってもらっていると思う。

委員：水産は、A、B、Cランクをつけ、商品の差別化テストをしている。良いものは高く売れる。この市場は安くないと売れなかったが、良いものが欲しい人もいる。大店法の改正があり、生き残りを模索する10年だったが、やっと数字が戻ってきた。生のマグロで言うと、昔、この市場は1キロ当たり10,000円のマグロは全く売れなかったが、今は売れるようになった。1キロ当たり1,000円、1,500円のマグロはないかと言われていたが、今は最低でも1キロ2,500円まで売れるようになった。現在は、加工品の定価販売もできるようになった。このように売れる仕組みを作らないといけない。市場云々に関して言えば、直接販売もいいが、市民のためにも市場を守ることも考えないといけない。活性化させるために知恵を絞らないといけないということ。出荷者、卸売業者や市場関係者の活性化を目的にしないといけない。これは、青果も水産も同じだと思う。

委員：非常に難しい問題があると感じた。消費者にとっては、良いものを安くということが一番だが、店では、高くても良いものが欲しい人、とにかく安ければいい人がいて、消費者も分かれている。だから、良いものは高く売ってもらっていいと思う。みんなが利益を享受できるといい。

議長：他にご意見は。

委員：生産者の所得向上と消費者ニーズに応えること双方にメリットを出すのは、相反する問題だ。その間に卸売業者、市場がある。そういう中で、非常に苦労しながらやっていることをご理解いただきたい。

議長：意見も出尽くしたようなので、提案の業務規程のその他ルール設定の基本的な考え方について、ご承認いただけるか。

委員：（全員異議なし）

議長：それでは原案のとおり、承認する。

委員：消費者の一人としては、持続可能な市場であるためには、利益が一部に独占されるようなことがあってはいけないと思う。健全な三者三様の発展性のある市場の仕組みを構築する必要があると思う。

議長：次に議題(2)を事務局から説明を願う。

事務局：議題(2)について概要説明

（要旨）

青果、水産の取扱量は、平成29年度は、平成28年度に比べ微増している。取扱金額は、青果は微減、水産は微増している。水産の増の要因は、中規模の取引先の新規開店がある。今年度の現時点の状況は、取扱量、取扱金額とも前年に比べ減少傾向にある。

議長：説明について、意見、質問等があれば発言願う。

委員：（質疑なし）

議長：質疑等無いので、引続き事務局から議題(3)「市場活性化の推進について」の説明を願う。

事務局：議題(3)について概要説明

（要旨）

市場活性化対策について、卸売市場の一般開放の実績、青森県弘前市、長野県上田市及び小布施町等の産地連携、地元野菜の取扱量増加の取組について説明。

議長：説明について、意見や質問等があれば発言願う。

事務局：補足説明する。市場活性化は、市場一般開放だけではない。市民に市場を知っていただくことで活性化につながる。説明で抜けてしまったが、8月下旬、9月の市場開放では、地元産の果物が揃う時期で、JAあいち豊田の多大なご協力をいただいて実施している。12月の市場一般開放では、山ごぼうのPRなども行っていただいている。

議長：時間も押しているので、次に進めさせていただく。議題(4)の説明を願う。

事務局：議題(4)について概要説明

平成30年度の主な修繕内容を説明。

委員：（意見なし）

議長：意見が無いので、その他、委員から審議すべき議題の提案があれば発言願う。他に意見がなければ、会議を終了する。

～ 議事終了 ～